平成２７年（フ）第７２号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町１番３―301号
債務者　牧　由里香
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第６０号
鹿児島県薩摩川内市宮里町2136番地５　宮里町城住宅１号棟21号室
債務者　小栗由利子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
鹿児島県薩摩川内市永利町4341番地32
債務者　内村　幸代（旧姓藤山・大迫）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
鹿児島県薩摩郡さつま町船木530番地
債務者　鍋田　美代
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
茨城県龍ケ崎市4744番地４　コーポタカネＡ棟103号室
債務者　本山　　勉
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第９６６号
京都市伏見区深草西浦町２丁目94番地　上繁マンション306
債務者　駒井よしみ
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９７９号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地20棟404号
債務者　北尾　裕治
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
兵庫県明石市大久保町大窪3101－１　介護老人保健施設　恵泉、住民票上の住所兵庫県明石市二見町西二見277番地の４
債務者　小島　礼子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
青森県八戸市根城２丁目31番地20　シャーメゾンＹ’ｓＢ103号室、前住所青森県八戸市大字湊町字穴畑28番地４
債務者　神宮　悠菜（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
秋田市外旭川字神田280番地24
債務者　石井　静香
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８８号
秋田市楢山本町２番15号
債務者　岡　　伸樹
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２００号
秋田市下浜長浜字柳沢道脇170番地１
債務者　冨野　雅也
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０１号
秋田市外旭川字三後田240　アーバンハイツさとう201、住民票上の住所秋田市新屋前野町16番15号
債務者　伊藤　圭介
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０５号
秋田市下北手松崎字大巻34番地　県営住宅Ｒ10―209号
債務者　内谷　康裕
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２号
秋田県にかほ市三森字浜田98番地
債務者　佐藤　俊之
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第１６０号
三重県亀山市住山町23番地　住山住宅Ｂ―61、住民票上の住所三重県亀山市住山町23番地
債務者　松本　隆二
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
津地方裁判所破産係